

経済情報コンダクター

月刊

東海財界

TOKAI ZAIKAI

Monthly Report



あれから10年
愛知万博がもたらしたもの



元博覧会協会事務総長 中村 利雄



愛知県知事 大村 秀章
「人が輝く、愛知が輝く」を目指し
4年間を全力で駆け抜け抜けてきた

日本銀行总裁 黒田 東彦

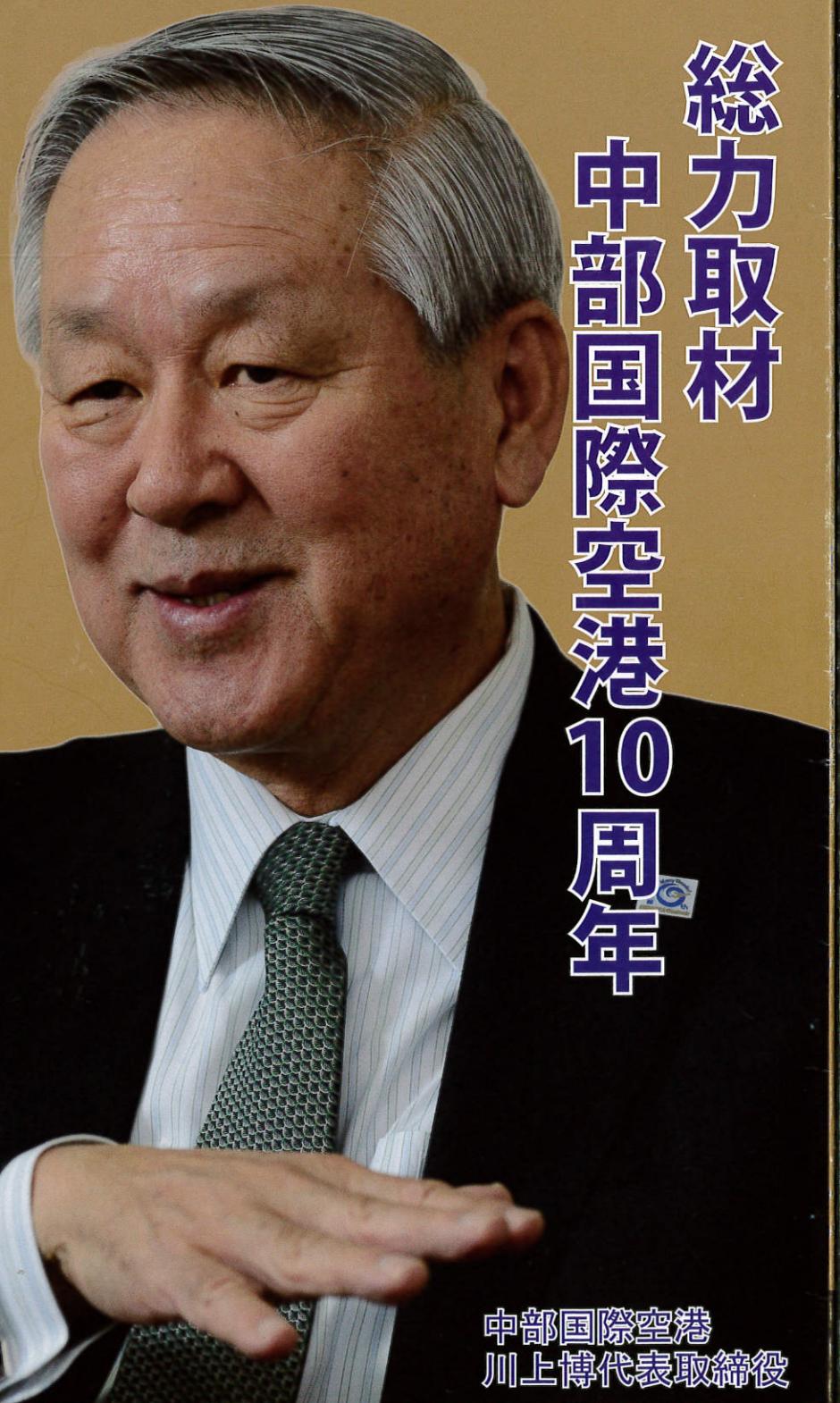
最近の金融経済情勢と
金融政策運営

突然の解散・総選挙と
税制改正へのシナリオ

今こそ「日露のエネルギー同盟」を
天然ガス・パイプラインプロジェクト

日本の中心から世界へ
観光・産業をつなぐセントレア

中日ドラゴンズ佐々木泰夫代表取締役
GM、監督と共に着実なチーム作りを
長唄吉住会七代目家元吉住小三郎
流派の火を消さないために



中部国際空港10周年

中部国際空港
川上博代表取締役

2015 新年号

(毎月1回 25日発行)

その後の「鳥久騒動記」

河村たかし名古屋市長独占インタビュー



片岡信恒弁護士の法律相談所



片岡法律事務所
弁護士・中小企業診断士
片岡信恒

Q 私（三十八歳）は一部上場企業で営業課長をしています。妻（三十五歳・パート）とは二十六歳の時結婚し、子供は長女十一歳、長男八歳です。元々夫婦仲は良くなかつたのですが、一年ほど前から、妻は帰りも飲み会と称して遅くなり、派手な服を着て、化粧も濃くなつてきました。不貞を疑っていますが、どこまでの証拠を集めれば離婚できますか。

わけではありません。

民法第七七〇条第一項によれば、①配偶者に不貞な行為があつたとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が三年以上明らかでないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときに限り離婚の訴えを起こすことができると書かれています。

今回は、不貞の立証について説明しますが、不貞を理由とする以上、十分な証拠を固める必要があります。以前に担当した事例で、不貞の認定について裁判所の判断が、一審と二審で反対となつたこ

よると平成十二、十三年あたりが

ピーカで、その後は徐々に減っていますが、私の事務所では離婚件数が増えていています。離婚理由で一番多いのは「性格の不一致」で、「夫や妻の浮気」、「夫や妻の実家との折り合いが悪い」、「モラハラをしてくる」が上位にランクされています。しかし、離婚理由があれば、すぐに裁判所で離婚が認められるわけではありません。

民法第七七〇条第一項によれば、①配偶者に不貞な行為があつたとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が三年以上明らかでないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときには、夫婦間で離婚の立証は十分できると判断し、離婚訴訟を起こしました。ところが、社長も妻も不貞の事実を否定しました。「会社の帳簿記入をアパートで処理していた。社長は伝票などを持つてきて一緒に作業して、夜遅くなつたので泊まつた。しかし、子供もいるところでの性的関係を持つことなどありえない」と。一審の裁判所では、離婚を認め、慰謝料支払を命ぜる判決が出されました。ところが、二審の高等裁判所は、不貞の疑いはあるものの、

とがありました。

夫は四十歳代の会社員、妻は三十歳代のパート勤務で、妻は小さい子供三人を連れて家を出ました。その後調査した結果、妻たちが住んでいるアパートを見つけ、

となつたのです。信じがたい判決でした。

やはり、念には念を入れた証拠収集が必要で、徹底的に争われても裁判所を十分に納得させるだけの証拠を集めておくべきです。

探偵事務所による尾行調査や携帯電話のメール・通話記録の調査、カードの使用履歴・自動車の走行履歴・領収書など、証拠を収集していると思いますが、それらが十分であるかは、収集の段階から弁護士のアドバイスを受けることをお勧めします。

片岡信恒

昭和五十五年片岡法律事務所を設立。三〇年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。

法律問題でお困りの際は、名古屋の片岡法律事務所にぜひお気軽にお相談ください。

片岡法律事務所

名古屋市中区丸の内二丁目一九番二五号M.S.桜通七、八階
☎〇五二一三三一一七〇六